

「開発事業の調整等に関する条例の手引」 新旧対照 (傍線は改訂箇所)

頁	改訂前	改訂後	備考																
表紙	横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 平成31年4月 横浜市建築局	横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 令和2年4月 横浜市建築局	改訂時期の修正																
4	<p><b>【解説】 所管窓口及び添付図書一覧</b></p> <table border="1"> <tr> <td>開発事業計画の同意基準協議申請書 (規則外様式第8号)</td> <td>                     道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)                      緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : 環境創造局みどりアップ推進課                      雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川計画課</u>                      遊水池等 : 環境創造局管路保全課 (各区土木事務所)                      防火水槽 : 消防局警防課                 </td> <td>                     正1 副1 + 2 (*1)                 </td> <td>                     ・開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面)                      ・位置図                      ・現況図                      ・土地利用計画図                      ・その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)                 </td> </tr> <tr> <td>開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)</td> <td>                     (略)                      雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川計画課</u>                      (略)                 </td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	開発事業計画の同意基準協議申請書 (規則外様式第8号)	道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所) 緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : 環境創造局みどりアップ推進課 雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川計画課</u> 遊水池等 : 環境創造局管路保全課 (各区土木事務所) 防火水槽 : 消防局警防課	正1 副1 + 2 (*1)	・開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) ・位置図 ・現況図 ・土地利用計画図 ・その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)	開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)	(略) 雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川計画課</u> (略)	1		<p><b>【解説】 所管窓口及び添付図書一覧</b></p> <table border="1"> <tr> <td>開発事業計画の同意基準協議申請書 (規則外様式第8号)</td> <td>                     道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所)                      緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : 環境創造局みどりアップ推進課                      雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川管理課</u>                      遊水池等 : 環境創造局管路保全課 (各区土木事務所)                      防火水槽 : 消防局警防課                 </td> <td>                     正1 副1 + 2 (*1)                 </td> <td>                     ・開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面)                      ・位置図                      ・現況図                      ・土地利用計画図                      ・その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)                 </td> </tr> <tr> <td>開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)</td> <td>                     (略)                      雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川管理課</u>                      (略)                 </td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	開発事業計画の同意基準協議申請書 (規則外様式第8号)	道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所) 緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : 環境創造局みどりアップ推進課 雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川管理課</u> 遊水池等 : 環境創造局管路保全課 (各区土木事務所) 防火水槽 : 消防局警防課	正1 副1 + 2 (*1)	・開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) ・位置図 ・現況図 ・土地利用計画図 ・その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)	開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)	(略) 雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川管理課</u> (略)	1		<p>錯誤</p> <p>錯誤</p>
開発事業計画の同意基準協議申請書 (規則外様式第8号)	道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所) 緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : 環境創造局みどりアップ推進課 雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川計画課</u> 遊水池等 : 環境創造局管路保全課 (各区土木事務所) 防火水槽 : 消防局警防課	正1 副1 + 2 (*1)	・開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) ・位置図 ・現況図 ・土地利用計画図 ・その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)																
開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)	(略) 雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川計画課</u> (略)	1																	
開発事業計画の同意基準協議申請書 (規則外様式第8号)	道路状空地 : 道路局路政課 (各区土木事務所) 緑化空地及び斜面地開発行為の緑化 : 環境創造局みどりアップ推進課 雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川管理課</u> 遊水池等 : 環境創造局管路保全課 (各区土木事務所) 防火水槽 : 消防局警防課	正1 副1 + 2 (*1)	・開発事業計画の概要書 (第7号様式第2面) ・位置図 ・現況図 ・土地利用計画図 ・その他基準に応じて必要となる図書 (次頁)																
開発事業に関する工事の完了届 (規則外様式第20号)	(略) 雨水流出抑制施設 : 道路局 <u>河川管理課</u> (略)	1																	
20	<p>第2章 開発事業に係る手続</p> <p>第1節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>第11条は、開発事業者が行う住民への説明について規定しています。 (略)</p> <p>■ 開発事業者は、説明会を開催する上で、次のことについて留意してください。</p> <p>□ 標識を設置した日の翌日以後で、住民に対して説明会を開催する7日前までに、開発事業の構想等の説明資料を配布してください。 <u>(大規模な共同住宅の建築の場合の配布資料は、建築局情報相談課ホームページ (<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/jousou/chuko/kaihatu/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/jousou/chuko/kaihatu/</a>) を参照してください。)</u> (略)</p> <p>■ 開発事業者は、説明会又は戸別訪問で説明を行うにあたって、次のことについて留意してください。 (略)</p> <p>① 説明を受けた日から5日間、開発事業の構想等について、開発事業者に意見を提出できること (説明を行った翌日から起算して5日目を提出期限とし、意見書の用紙を配布してください。なお、意見書の提出期間の末日 (5日目) が <u>日曜日</u>・休日にあたるときは、その翌日が意見書提出可能期間終了日となります)。その意見に対する見解が示されること。</p>	<p>第2章 開発事業に係る手続</p> <p>第1節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>第11条は、開発事業者が行う住民への説明について規定しています。 (略)</p> <p>■ 開発事業者は、説明会を開催する上で、次のことについて留意してください。</p> <p>□ 標識を設置した日の翌日以後で、住民に対して説明会を開催する7日前までに、開発事業の構想等の説明資料を配布してください。 (略)</p> <p>■ 開発事業者は、説明会又は戸別訪問で説明を行うにあたって、次のことについて留意してください。 (略)</p> <p>① 説明を受けた日から5日間、開発事業の構想等について、開発事業者に意見を提出できること (説明を行った翌日から起算して5日目を提出期限とし、意見書の用紙を配布してください。なお、意見書の提出期間の末日 (5日目) が休日にあたるときは、その翌日が意見書提出可能期間終了日となります)。その意見に対する見解が示されること。</p>	<p>実運用に即して削除</p> <p>明確化</p>																
21-1	<p>図中</p> <p>開発事業計画書の縦覧窓口                      建築局情報相談課 <u>(中区相生町3-56-1 J N 5階)</u> 又は各区役所の区政推進課</p>	<p>図中</p> <p><u>(開発事業計画書の縦覧窓口)</u>                      建築局情報相談課又は各区役所の区政推進課</p>	<p>錯誤</p>																
22-1	<p>図中</p> <p>開発事業計画書の縦覧窓口                      建築局情報相談課 <u>(中区相生町3-56-1 J N 5階)</u> 又は各区役所の区政推進課</p>	<p>図中</p> <p><u>(開発事業計画書の縦覧窓口)</u>                      建築局情報相談課又は各区役所の区政推進課</p>	<p>錯誤</p>																

<p>23</p>	<p><b>【解説】</b> 第12条は、近接住民等の意見書の提出について規定しています。</p> <p>■ 近接住民等は、開発事業者から開発事業の構想に関する説明を受けた際に開発事業の構想等について意見を述べることができます。意見書を提出できる期間は、近接住民等への説明の終了した日の翌日から起算して5日以内であり、当該意見書に対する見解書の送付前に、開発事業者は開発事業計画書を市に提出することができないこととなっています。</p> <p><input type="checkbox"/> 開発事業者への意見書の提出方法は、原則として、手渡し又は郵送とします。</p>	<p><b>解説】</b> 第12条は、近接住民等の意見書の提出について規定しています。</p> <p>■ 近接住民等は、開発事業者から開発事業の構想に関する説明を受けた際に開発事業の構想等について意見を述べることができます。意見書を提出できる期間は、近接住民等への説明の終了した日の翌日から起算して5日以内であり、当該意見書に対する見解書の送付前に、開発事業者は開発事業計画書を市に提出することができないこととなっています。</p> <p><u>なお、説明が終了した日の翌日から起算して5日目が、休日の場合には、その翌日が意見書提出可能期間終了日となります。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 休日とは、横浜市の日曜日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に定める横浜市の日曜日をします。当該条例については、26ページを参照してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 開発事業者への意見書の提出方法は、原則として、手渡し又は郵送とします。</p>	<p>明確化</p> <p>明確化</p>
<p>24</p>	<p><b>【解説】</b> 第13条は、開発事業者が策定した開発事業計画書の市長への提出及び縦覧について規定しています。</p> <p>■ (略)</p> <p>■ 開発事業者は、住民への説明が終了した日（最終の説明会開催日及び戸別訪問日）の翌日から起算して5日を経過した日以後でなければ開発事業計画書を提出できません。</p> <p>説明が終了した日の翌日から起算して5日目が、日曜日・休日の場合には、その翌日が意見書提出可能期間終了日となり、開発事業計画書の提出は、意見書提出期間終了日以後になります。</p>	<p><b>【解説】</b> 第13条は、開発事業者が策定した開発事業計画書の市長への提出及び縦覧について規定しています。</p> <p>■ (略)</p> <p>■ 開発事業者は、住民への説明が終了した日（最終の説明会開催日及び戸別訪問日）の翌日から起算して5日を経過した日以後でなければ開発事業計画書を提出できません。</p> <p>説明が終了した日の翌日から起算して5日目が、休日の場合には、その翌日が意見書提出可能期間終了日となり、開発事業計画書の提出は、意見書提出期間終了日以後になります。</p>	<p>明確化</p>
<p>25</p>			<p>明確化</p>

26	<p>縦覧開始日（開発事業計画書提出から3～4日後）</p> <p>ただし、期間の末日（14日目）が日曜日・休日にあたる場合は、その翌日が縦覧期間終了日となります。</p> <p>起算日</p> <p>縦覧期間</p> <p>縦覧期間終了後は、閲覧となります。</p>	<p>縦覧開始日（開発事業計画書提出から3～4日後）</p> <p>ただし、期間の末日（14日目）が休日にあたる場合は、その翌日が縦覧期間終了日となります。</p> <p>起算日</p> <p>縦覧期間</p> <p>縦覧期間終了後は、閲覧となります。</p>	明確化																								
26	<p>■ 開発事業計画書記入時の注意事項</p> <p>一戸建ての住宅を計画する場合、第1面の「概要」欄のうち「敷地面積」については、最小面積及び最大面積を記入してください。</p> <p><u>なお、建築局宅地審査部ホームページ（<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/takuchi/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/takuchi/</a>）及び情報相談課ホームページ（<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/jousou/chuko/kaihatsu/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/jousou/chuko/kaihatsu/</a>）に様式の記載例が掲載されています。</u></p>	<p>■ 開発事業計画書記入時の注意事項</p> <p>一戸建ての住宅を計画する場合、第1面の「概要」欄のうち「敷地面積」については、最小面積及び最大面積を記入してください。</p> <p><b>【参考】横浜市の休日を定める条例（抜粋）</b></p> <p><b>（横浜市の休日）</b></p> <p><b>第1条 次の各号に掲げる日は、横浜市の休日とし、横浜市の機関の執務は、原則として行わないものとする。</b></p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p>	実運用に即して削除 参考資料の追記																								
27	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業の種類</th> <th>担当部署</th> <th>住所（送付先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域の開発事業 （上記大規模な共同住宅の建築を除く。）</td> <td>建築局宅地審査課 指導担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u></td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域の開発事業</td> <td>建築局調整区域課 指導担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 6階</td> </tr> <tr> <td>大規模な共同住宅の建築 （第2条第2号イに規定する開発事業、 市街化区域に限る。）</td> <td>建築局情報相談課 相談担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 5階</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業の種類	担当部署	住所（送付先）	市街化区域の開発事業 （上記大規模な共同住宅の建築を除く。）	建築局宅地審査課 指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u>	市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課 指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 6階	大規模な共同住宅の建築 （第2条第2号イに規定する開発事業、 市街化区域に限る。）	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 5階	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業の種類</th> <th>担当部署</th> <th>住所（送付先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域の開発事業 （上記大規模な共同住宅の建築を除く。）</td> <td>建築局宅地審査課 指導担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u></td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域の開発事業</td> <td>建築局調整区域課 指導担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 6階</td> </tr> <tr> <td>大規模な共同住宅の建築 （第2条第2号イに規定する開発事業、 市街化区域に限る。）</td> <td>建築局情報相談課 相談担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 5階</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業の種類	担当部署	住所（送付先）	市街化区域の開発事業 （上記大規模な共同住宅の建築を除く。）	建築局宅地審査課 指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u>	市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課 指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 6階	大規模な共同住宅の建築 （第2条第2号イに規定する開発事業、 市街化区域に限る。）	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 5階	錯誤
開発事業の種類	担当部署	住所（送付先）																									
市街化区域の開発事業 （上記大規模な共同住宅の建築を除く。）	建築局宅地審査課 指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u>																									
市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課 指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 6階																									
大規模な共同住宅の建築 （第2条第2号イに規定する開発事業、 市街化区域に限る。）	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 5階																									
開発事業の種類	担当部署	住所（送付先）																									
市街化区域の開発事業 （上記大規模な共同住宅の建築を除く。）	建築局宅地審査課 指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u>																									
市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課 指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 6階																									
大規模な共同住宅の建築 （第2条第2号イに規定する開発事業、 市街化区域に限る。）	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 5階																									
33	<p><b>【解説】</b></p> <p>第16条は、開発事業における市長との協議について規定しています。</p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ <u>市長は、開発事業者と協議する内容として、特定大規模開発事業にあつては、第16条第1項各号で規定する配慮すべき事項について、特定大規模開発事業以外の開発事業にあつては、再意見書が提出された場合において、近接住民等から提出された意見等を考慮し、協議が必要であると認めた事項について、協議事項通知書で明らかにし、開発事業者に伝えます。</u></p> <p>以下、略</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>第16条は、開発事業における市長との協議について規定しています。</p> <p>■ (略)</p> <p>■ (略)</p> <p>■ 開発事業者と協議する内容として、</p> <p><u>(1) 特定大規模開発事業にあつては、第16条第1項各号で規定する配慮すべき事項について</u></p> <p><u>(2) 特定大規模開発事業以外の開発事業にあつては、再意見書が提出された場合において市長は、近接住民等から提出された意見等を考慮し、協議が必要であると認めた事項について、協議事項通知書で明らかにし、開発事業者に伝えます。</u></p> <p>以下、略</p>	明確化																								

<p>46～ 49</p>	<p><b>第2編 逐条解説 第2章 開発事業に係る手続 第3節 開発事業の計画の同意等</b></p> <p><b>【条例】【規則】</b> (略)</p> <p><b>【解説】</b> (略)</p> <p><b>【第2項各号の解説及び基準】</b></p> <p>■ 第1号(道路状空地)～第4号(緑化空地) (略)</p> <p>■ 第5号(雨水流出抑制施設)</p> <p><b>【解説】</b> (略)</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 雨水流出抑制施設を設置するための施設計画基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>雨水調整池等の洪水調節方式は、自然流下方式とする。</u></p> <p>(2) ～(4)</p> <p>(5) 対策貯留量の算定 ア～ウ (略)</p> <p>エ (5)アにより算定した量が次表に定める数値に対策貯留量算定のための面積を乗じて得られる量を超える場合は、次表に定める数値に対策貯留量算定のための面積を乗じて得られる容量とすることができる。(次表の開発事業区域の面積は、ウにおける協定区域等の部分を含んだ面積である。)</p> <table border="1" data-bbox="314 940 1353 1031"> <tr> <td>開発事業区域の面積</td> <td>5ha 以上</td> <td>0.3ha 以上5ha 未満</td> <td>0.1ha 以上0.3ha 未満</td> </tr> <tr> <td>数値</td> <td>720m<sup>3</sup>/ha</td> <td>540m<sup>3</sup>/ha</td> <td>270m<sup>3</sup>/ha</td> </tr> </table> <p>オ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 雨水流出抑制施設を設置するための構造基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	開発事業区域の面積	5ha 以上	0.3ha 以上5ha 未満	0.1ha 以上0.3ha 未満	数値	720m <sup>3</sup> /ha	540m <sup>3</sup> /ha	270m <sup>3</sup> /ha	<p><b>第2編 逐条解説 第2章 開発事業に係る手続 第3節 開発事業の計画の同意等</b></p> <p><b>【条例】【規則】</b> (略)</p> <p><b>【解説】</b> (略)</p> <p><b>【第2項各号の解説及び基準】</b></p> <p>■ 第1号(道路状空地)～第4号(緑化空地) (略)</p> <p>■ 第5号(雨水流出抑制施設)</p> <p><b>【解説】</b> (略)</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 雨水流出抑制施設を設置するための施設計画基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>雨水調整池及び雨水貯留施設に流入した雨水は自然流下を原則とする。</u></p> <p>(2) ～(4)</p> <p>(5) 対策貯留量の算定 ア～ウ (略)</p> <p>エ (5)アにより算定した量に代えて、次表に定める数値に対策貯留量算定のための面積を乗じて得られる容量とすることができる。(次表の開発事業区域の面積は、ウにおける協定区域等の部分を含んだ面積である。)</p> <table border="1" data-bbox="1567 898 2605 989"> <tr> <td>開発事業区域の面積</td> <td>5ha 以上</td> <td>0.3ha 以上5ha 未満</td> <td>0.1ha 以上0.3ha 未満</td> </tr> <tr> <td>数値</td> <td>720m<sup>3</sup>/ha</td> <td>540m<sup>3</sup>/ha</td> <td>270m<sup>3</sup>/ha</td> </tr> </table> <p>オ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 雨水流出抑制施設を設置するための構造基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	開発事業区域の面積	5ha 以上	0.3ha 以上5ha 未満	0.1ha 以上0.3ha 未満	数値	720m <sup>3</sup> /ha	540m <sup>3</sup> /ha	270m <sup>3</sup> /ha	<p>実運用に即した表現に変更</p> <p>横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則第16条第2項と統一するため。</p> <p>錯誤</p>
開発事業区域の面積	5ha 以上	0.3ha 以上5ha 未満	0.1ha 以上0.3ha 未満																
数値	720m <sup>3</sup> /ha	540m <sup>3</sup> /ha	270m <sup>3</sup> /ha																
開発事業区域の面積	5ha 以上	0.3ha 以上5ha 未満	0.1ha 以上0.3ha 未満																
数値	720m <sup>3</sup> /ha	540m <sup>3</sup> /ha	270m <sup>3</sup> /ha																
<p>66～ 78</p>	<p>■ 第6号(遊水地等)</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 開発事業区域内の下水量の算定は次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画汚水量の算定 (略)</p> <p>(2) 計画雨水量の算定 (略)</p> <p>ア 流出係数 (略)</p> <p>イ 降雨強度 (略)</p> <p>69 <math>t</math> : 流達時間 (min) <math>t : t = t_e + \Sigma [L_i / (60 \cdot V_i)]</math></p> <p>4～5 (略)</p>	<p>■ 第6号(遊水地等)</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 開発事業区域内の下水量の算定は次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画汚水量の算定 (略)</p> <p>(2) 計画雨水量の算定 (略)</p> <p>ア 流出係数 (略)</p> <p>イ 降雨強度 (略)</p> <p>69 <math>t</math> : 流達時間 (min) <math>t : t = t_e + \Sigma [L_i / (60 \cdot V_i)]</math> <u>(1500 m<sup>2</sup>未満はt=5分とする。)</u></p> <p>4～5 (略)</p>	<p>実運用に即した表現を追記</p>																

73	<p>6 遊水地等の設置基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 接続する公共下水道の排水能力を把握するときに用いる最大計画雨水流出量算定式は、原則として次表によるものとする。ただし、特別な状況等により次表によりがたい場合はこの限りでない。</p> <p>表 接続する公共下水道の流下能力把握時の最大計画雨水流出量算定式 (略)</p> <p>表 用途地域別流出係数 (略)</p> <p>(4) 遊水地等の設置区分</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 開発事業区域面積が0.3ヘクタール未満の場合は遊水池を原則とするが、雨水貯留施設、<u>雨水浸透ます及び雨水浸透管</u>で、市長が遊水池と同等の機能を有すると認めるものの設置に代えることができる。</p> <p>(イ) 雨水貯留施設：遊水池以外のもので、雨水を一時貯留し雨水流出量を抑制する機能（オリフィス）を有し、貯水位の異常な上昇を防止するため自由越流式余水吐きが設けられているものをいう。</p> <p><u>(イ) 雨水浸透ます：ますの底面や側面に浸透孔を有するもの、または浸透性の空隙を有するもので、その底面や側面を砕石で充填し、集水した雨水を地中に浸透させるものをいう。</u></p> <p><u>(ウ) 雨水浸透管：有孔または透水性の空隙を有する管の周囲を砕石で充填し、流入した雨水を地中に浸透させるものをいう。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>6 遊水地等の設置基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 接続する公共下水道の排水能力を把握するときに用いる最大計画雨水流出量算定式は、原則として次表によるものとする。ただし、特別な状況等により次表によりがたい場合はこの限りでない。</p> <p>表 接続する公共下水道の流下能力把握時の最大計画雨水流出量算定式 (略)</p> <p>表 用途地域別流出係数 (略)</p> <p><u>用途地域等が混在する場合は、用途地域等ごとの面積の加重平均値を用いる。なお、計画する土地利用が上表の用途地域等と異なる場合（工業系地域に住宅を計画する場合など）は、治水安全度を考慮し大きい方の流出係数を用いる。</u></p> <p>(4) 遊水地等の設置区分</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 開発事業区域面積が0.3ヘクタール未満の場合は遊水池を原則とするが、雨水貯留施設、<u>雨水浸透施設</u>で、市長が遊水池と同等の機能を有すると認めるものの設置に代えることができる。</p> <p>(イ) 雨水貯留施設：遊水池以外のもので、雨水を一時貯留し雨水流出量を抑制する機能（オリフィス）を有し、貯水位の異常な上昇を防止するため自由越流式余水吐きが設けられているものをいう。</p> <p><u>(イ) 雨水浸透施設：流入した雨水を地下に浸透させる機能を有する施設をいう。（雨水浸透槽、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ）。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 遊水池及び雨水貯留施設に流入した雨水は自然流下を原則とする。</u></p> <p><u>カ</u> 池底部には導水溝を設置する。導水溝はオリフィス・センター高より上に設置する。</p> <p><u>キ</u> 池底部は原則として表面処理をおこなう。</p> <p><u>ク</u> 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。</p> <p><u>ケ</u> 土地利用計画上、やむを得ず遊水池と駐車場等の機能を兼ねるような表面貯留式の場合は、次の条件を満たす構造とする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>表の説明を追記</p> <p>実運用に即した表現に変更</p> <p>実運用に即した表現に変更</p>
75	<p>(6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ</u> 池底部には導水溝を設置する。導水溝はオリフィス・センター高より上に設置する。</p> <p><u>カ</u> 池底部は原則として表面処理をおこなう。</p> <p><u>キ</u> 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。</p> <p><u>ク</u> 土地利用計画上、やむを得ず遊水池と駐車場等の機能を兼ねるような表面貯留式の場合は、次の条件を満たす構造とする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>オ 遊水池及び雨水貯留施設に流入した雨水は自然流下を原則とする。</p> <p><u>カ</u> 池底部には導水溝を設置する。導水溝はオリフィス・センター高より上に設置する。</p> <p><u>キ</u> 池底部は原則として表面処理をおこなう。</p> <p><u>ク</u> 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。</p> <p><u>ケ</u> 土地利用計画上、やむを得ず遊水池と駐車場等の機能を兼ねるような表面貯留式の場合は、次の条件を満たす構造とする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>実運用に即した表現を追記</p> <p>以下、項ずれ</p>
76	<p>(8) <u>雨水浸透ます、雨水浸透管</u>の配置計画にあたっての配慮すべき事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>雨水浸透ます及び雨水浸透管</u>の換算貯留量の算定 (略)</p> <p>キ <u>雨水浸透ます及び雨水浸透管</u>は、浸透機能が効果的に発揮されるよう、施設の浸透機能の確保、目詰まり防止等に配慮した構造とする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>なお、<u>雨水浸透ます及び雨水浸透管</u>については、遊水池及び雨水貯留施設の設置が解除された場合でも存置すること。</p> <p>【その他】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例により設置された<u>雨水浸透ますや雨水浸透管</u>は、施設の有する浸透機能を継続的に保持するため、点検・清掃等の適切な維持管理に努めること。</p>	<p>(8) <u>雨水浸透施設</u>の配置計画にあたっての配慮すべき事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>雨水浸透施設</u>の換算貯留量の算定 (略)</p> <p>キ <u>雨水浸透施設</u>は、浸透機能が効果的に発揮されるよう、施設の浸透機能の確保、目詰まり防止等に配慮した構造とする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>なお、<u>雨水浸透施設</u>については、遊水池及び雨水貯留施設の設置が解除された場合でも存置すること。</p> <p>【その他】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例により設置された<u>雨水浸透施設</u>は、施設の有する浸透機能を継続的に保持するため、点検・清掃等の適切な維持管理に努めること。</p>	<p>実運用に即した表現に変更</p> <p>実運用に即した表現に変更</p>

143	<p>&lt;再意見書の提出先及び提出方法&gt; この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。</p> <table border="1" data-bbox="172 170 1394 401"> <thead> <tr> <th>開発事業</th> <th>担当部署</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域の開発事業</td> <td>建築局 宅地審査課指導担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1</td> <td>671-□4515・□4516 □4517・□4518</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域の開発事業</td> <td>建築局 調整区域課指導担当</td> <td><u>JNビル</u> 6階</td> <td>671-□4521・□4522</td> </tr> <tr> <td>大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びこれに該当しない 同号イ)</small></td> <td>建築局情報相談課 相談担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 5階</td> <td>671-□2350</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業	担当部署	住所	電話番号	市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1	671-□4515・□4516 □4517・□4518	市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当	<u>JNビル</u> 6階	671-□4521・□4522	大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びこれに該当しない 同号イ)</small>	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 5階	671-□2350	<p>&lt;再意見書の提出先及び提出方法&gt; この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。</p> <table border="1" data-bbox="1424 170 2647 401"> <thead> <tr> <th>開発事業</th> <th>担当部署</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域の開発事業</td> <td>建築局 宅地審査課指導担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1</td> <td>671-□4515・□4516 □4517・□4518</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域の開発事業</td> <td>建築局 調整区域課指導担当</td> <td><u>KDX 横浜関内ビル</u> 6階</td> <td>671-□4521・□4522</td> </tr> <tr> <td>大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びこれに該当しない 同号イ)</small></td> <td>建築局情報相談課 相談担当</td> <td>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 5階</td> <td>671-□2350</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業	担当部署	住所	電話番号	市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1	671-□4515・□4516 □4517・□4518	市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当	<u>KDX 横浜関内ビル</u> 6階	671-□4521・□4522	大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びこれに該当しない 同号イ)</small>	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 5階	671-□2350	錯誤
開発事業	担当部署	住所	電話番号																																
市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1	671-□4515・□4516 □4517・□4518																																
市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当	<u>JNビル</u> 6階	671-□4521・□4522																																
大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びこれに該当しない 同号イ)</small>	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>JNビル</u> 5階	671-□2350																																
開発事業	担当部署	住所	電話番号																																
市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1	671-□4515・□4516 □4517・□4518																																
市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当	<u>KDX 横浜関内ビル</u> 6階	671-□4521・□4522																																
大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びこれに該当しない 同号イ)</small>	建築局情報相談課 相談担当	〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 <u>KDX 横浜関内ビル</u> 5階	671-□2350																																
裏表紙	<p>横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 平成16年6月 発行 平成24年4月 改訂 平成25年2月一部改訂 平成25年7月 改訂 平成26年7月一部改訂 平成27年4月一部改訂 平成27年10月一部改訂 平成28年4月一部改訂 平成29年4月一部改訂 平成30年4月一部改訂 平成31年4月一部改訂</p> <p>発行 横浜市建築局</p>	<p>横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 平成16年6月 発行 平成24年4月 改訂 平成25年2月一部改訂 平成25年7月 改訂 平成26年7月一部改訂 平成27年4月一部改訂 平成27年10月一部改訂 平成28年4月一部改訂 平成29年4月一部改訂 平成30年4月一部改訂 平成31年4月一部改訂 <u>令和2年4月一部改訂</u></p> <p>発行 横浜市建築局</p>	改訂日の追加																																